

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A (追加版①)
—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q38 各都道府県高体連が加盟校の校長から「体罰根絶全国共通ルールにかかわる報告について」(別紙様式)を受領した場合、全国高体連事務局に報告するとあるが、どのような方法で報告するのか。

また、報告を受けた全国高体連事務局では、その後どのような手続きを踏むのか。

A 各都道府県高体連では、当該校長先生が作成した様式文書の写し及び全国高体連会長宛の送付状を厳封の上、全国高体連事務局あてに郵送をお願いいたします。

全国高体連では、内容を確認後、当該文書を受領・確認した旨の文書を各都道府県高体連会長宛に送付いたします。

Q39 上記様式文書の内容を各都道府県の当該専門部にも連絡するとあるが、体罰を行った指導者の個人名等についての守秘義務について、どう考えるのか。

A 当該専門部にも連絡することについては、今後、ルールを適正に運用するために、必要なことであると考えます。ただ、専門部の中では、様式文書の記載内容の取り扱いについては部長、事務局長等の責任者どまりとして、その守秘義務について、各専門部内で徹底していただきたいと考えます。全国専門部に対しても、全国高体連として守秘義務について徹底してまいります。

Q40 高体連主催大会に1年間出場できない期間の起算日は、別紙様式の「5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日」という解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

Q41 通知文別紙の3「体罰根絶全国共通ルールの運用について」の(4)「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分の内容に大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中に含むこととする。」とあるが、具体的にはどういうことか、説明してほしい。

A 例えば、該当校の校長先生の判断で、教育委員会の指導措置・処分が確定するまでの間、当該指導者を部活動の顧問からはずしていた期間が50日間あった場合は、上記Q40の起算日から数えて、1年間マイナス50日間が高体連主催大会に出場できない期間となります。このようなケースがあった場合は、(別紙様式)の6 備考欄にご記入をお願いいたします。

Q42 外部指導者に対して、本ルールを適用できるのか。教育委員会からの指導措置・

処分はないと考えるが。

A Q26 のAにあるように、外部指導者については、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知していれば適用できると考えます。また、外部指導者の場合は、教育委員会の措置・処分はないので、学校としての指導措置等が決定した日から1年間は高体連主催大会に出場できない期間となります。

Q43 当該指導者が人事異動等に伴い勤務校が変更になった場合でも、本ルールが適用されると考えてよいか。また、異動先で異なる競技種目の指導者となった場合でも、本ルールが適用されると考えてよいか。

A その解釈で結構です。当該指導者の異動に際しては、本人の了解を得た上で、異動先の校長先生に対して、情報提供が図れるようお願いしたいと考えます。

Q44 当該指導者の不服申し立ての手続きについて、具体的に説明してほしい。都道府県高体連はこのことについて、どのようにかかわるのか。

A 当該指導者が書面により、直接全国高体連会長宛（送付先は全国高体連事務局）に対して、不服申し立てを行うこととなります。全国高体連としては、本連盟指導規定の中の指導委員会に準じた委員会を組織して対応したいと考えています。その際、体罰の事実関係について、再度確認する必要がある場合は、該当の都道府県高体連に加盟校校長先生への連絡等でご協力いただきたいと思います。

Q45 本ルールは平成26年7月1日より施行適用するとあるが、平成26年7月1日以降に発生した体罰について適用するという解釈でよいか。

A その解釈で結構です。